

6 墨総総第 3 9 9 号の 7
令和 6 年 8 月 2 3 日



墨田区長
山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会
会長 安 達 和 志

保育所等利用承諾保留処分に係る審査請求について（答申）

令和 6 年 6 月 7 日付け 6 墨総法第 4 8 号による諮問について、別紙のとおり答申します。

諮問番号：令和 6 年度諮問第 1 号

答 申

第 1 審査会の結論

墨田区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和 6 年 2 月 5 日付けで審査請求人に対して行った保育所等利用承諾保留処分（保育施設利用調整結果通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第 2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和 6 年 2 月 21 日付け）において以下のとおり主張し、本件処分を保育施設内定に変更すること、並びに本件処分が正当である場合は、第一次利用調整結果（入所下限合計指数）、審査請求人の合計指数、各保育施設の入所待機児童数及び審査請求人の申込保育施設ごとの待機順位を明らかにすることを求めている。

- (1) 各保育施設の第一次利用調整結果（入所下限合計指数）及び審査請求人の合計指数が明らかにされておらず、正当な処分がされたか不明確である。
- (2) 処分の正当性の担保及び審査請求人の今後の保活の参考とする必要がある。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和 6 年 3 月 18 日付け）及び口頭による説明（同年 6 月 21 日聴取）において以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）は、市町村は、保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならないとする一方で、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、利用調整することを認めている。

- (2) 墨田区保育所等の利用調整等に関する規則（平成 27 年墨田区規則第 21 号。以下「区規則」という。）では、児童の保育を必要とする程度を指数化し、当該指数の高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定することとしている。そして、処分庁は、区規則第 5 条第 1 項の規定により、区規則別表第 1 に定める利用調整基準に基づき算定した指数が高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定し、当該指数が同一である児童が複数ある場合は、区規則別表第 2 に定める順位により保育の利用に係る優先順位を決定している。
- (3) 処分庁は、審査請求人に発した令和 6 年 2 月 5 日付け保育施設利用調整結果通知書（以下「本件通知書」という。）に、「利用調整結果について、ご本人の指数及び希望園における順位の確認を希望される場合は、子ども施設課入園係へお問合せください。」と明記し、照会のあった申請者に対しては、各認可保育施設の最低指数等について、就労類型、前年度住民税額、居住年数、その他ひとり親か否か等、内定者の個別具体的なプライバシーに影響のない範囲で回答している。

そして、処分庁は、令和 6 年 2 月 7 日及び同月 27 日に、審査請求人の妻からの照会に対し、本件審査請求において審査請求人が明らかにすることを求めている審査請求人の合計指数等について回答している。

- (4) 処分庁は、保育の利用申込みの際に配布し、及び区のウェブサイトで公開している「令和 6 年用（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月入所）【認可】保育施設利用申込みのご案内」に、利用調整基準（区規則別表第 1 に定める利用調整基準）及び利用調整基準に基づき算定した指数が同一

である児童が複数ある場合の優先順位（区規則別表第２に定める順位）を掲載し、審査基準を明確にしている。

第３ 審理員意見書の要旨

審理員は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４２条第２項の規定により、審査庁に提出した審理員意見書（令和６年６月７日付け）において、本件審査請求はいずれも理由がないため、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、いずれも棄却されるべきであるとする。

その理由は、以下のように要約される。

１ 本件処分を保育施設内定に変更することについて

（１）処分の正当性について

法第２４条第３項は、利用調整の方法等について何ら定めていないが、児童福祉法施行規則第２４条は、同項の規定に基づき利用調整を行う場合は、「保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。」としている。かかる法及び児童福祉法施行規則の規定によれば、利用調整を行う場合にどのような基準、手続等を設けるかについては、市長村の合理的裁量に委ねられているものと解される。

そして、区規則第５条第１項は、保育の必要性を指数化するなどして、保育の利用希望者に係る優先順位を決めるとしており、客観的かつ公正な方法により、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう工夫したものであって、その合理性は十分に認められる。

処分庁は、区規則第５条に基づき、令和６年４月の入所に係る利用調整を行った結果、本件処分に至ったものであり、その手続に違法、不当の瑕疵はない。

（２）処分の不明確性について

一般的に、保育園の利用調整に係る処分は、処分の過程において他者

との比較を伴うという性質があるため、審査請求人に対し本件処分がなされた具体的理由を示すには、審査請求人が希望する各保育所における審査請求人と内定した保護者との比較状況を本件通知書に記載することが処分の明確性にかなうものであると解される。

しかし、保育所の入所希望者全員について、各自の指数や指数が同じ場合の優先順位の比較状況を詳細に記載することは、他の児童の具体的な養育状況、各家庭における保護者の就労状況等、プライバシーにわたる具体的事情に踏み込むこととなり、入所を承諾する人数が少ない場合には個人を特定することも可能となりかねず、個人情報保護の観点から妥当ではない。

したがって、本件処分の性質及び個人情報保護の観点からすれば、裁判例（大阪高裁平成25年7月11日判決）にもあるように、理由の記載が一定の抽象化した内容となることはやむを得ないものと解され、本件通知書における「入所できない理由」が「利用調整基準に基づく優先順位が高い他の児童で定員に達したため」との記載になったとしても、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを、その記載自体から了知し得るから、本件処分が不明確であるとまではいえない。

2 第一次利用調整結果等を明らかにすることについて

処分庁は、保育の利用申込みの際に配布し、区のウェブサイトにも掲載している「令和6年用（令和6年1月～令和6年12月入所）【認可】保育施設利用申込みのご案内」において、利用調整基準及び利用調整基準に基づき算定した指数が同一である児童が複数ある場合の優先順位を公開し、明確にしている。

また、処分庁は、本件通知書において、「利用調整結果について、ご本人の指数及び希望園における順位の確認を希望される場合は、子ども施設課入園係へお問合せください。」と明記し、照会のあった申請者に対して

は、各認可保育施設の最低指数等について、就労類型、前年度住民税額、居住年数、その他ひとり親か否か等、内定者の個別具体的なプライバシーに影響のない範囲で回答している。

そして、処分庁は、審査請求人の妻からの照会に対し、審査請求人の合計指数、各認可保育施設の最低指数、希望園における順位を電話で伝えている。

したがって、審査請求人は、第一次利用調整結果（入所下限合計指数）、審査請求人の合計指数、各保育施設の入所待機児童数及び審査請求人の申込保育施設ごとの待機順位を十分了知し得たと考えられる。

第4 審査会の判断

1 事案の概要

本件は、令和5年11月22日付け保育施設（入所・転所）申込書（同月27日受理）による審査請求人の保育施設利用申込み（以下「本件申込み」という。）に対し、処分庁が本件通知書で本件処分を通知したところ、審査請求人がこれを不服として、本件処分を保育施設内定に変更すること、及び仮に本件処分が正当である場合は、第一次利用調整結果や各保育施設の入所待機児童数等を明らかにすることを求めて、令和6年2月21日付けで審査庁に対して審査請求を行ったものである。

2 本件の争点

審査請求人が本件処分の変更を求める理由は、「各保育施設の第一次利用調整結果（入所下限合計指数）及び審査請求人の合計指数が明らかにされておらず、正当な処分がされたか不明確なため」とするものであり、その趣旨は、以下のとおりであると理解することができる。

- (1) 本件処分が区規則に基づいて利用調整が行われた結果であるのか、その正当性が明らかでない（本件処分の正当性）。
- (2) 本件通知書には第一次利用調整結果（入所下限合計指数）及び審査請

求人指数合計の記載がないなど、処分理由の記述が不十分であり、明確性に欠ける（本件処分の明確性）。

そこで、本件処分が正当なものであったか、及び本件処分が明確性に欠けたものであったかについて、順次検討する。

3 本件処分の正当性について

(1) 区規則第5条第1項では、保育施設の入所定員を超えて保育を希望する児童がいる場合、区規則別表第1の利用調整基準に基づき算定した指数が高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定し、当該指数が同一である児童が複数いる場合は、区規則別表第2に定める順位によりその優先順位を決定すると定めている。この区規則による利用調整の内容は、保育の必要性について具体的な基準を定め、これを指数化して保育を希望する児童の優先順位を決定するものであり、客観的な基準としてその合理性が認められる。

(2) 審査請求人は、本件申込みにおいて、第1希望から第7希望まで、希望する保育施設をあげてその利用を申請した。処分庁がこれを保育施設ごとに審査したところ、いずれの保育施設についても、審査請求人より利用調整指数（区規則別表第1の利用調整基準表の基準指数及び調整指数の合計）が高い利用申込者がいるか、又は同一の利用調整指数でも審査請求人よりも優先順位（区規則別表第2による順位）が高い利用申込者がおり、これらの申込者で各保育施設の募集定員に達することが判明した。そこで処分庁は、本件申込みを入所保留と判断し、これを本件通知書によって審査請求人に通知した。

以上の事実は、令和6年入園会議選考リストその他の関係資料から認められ、処分庁は、区規則第5条第1項に規定する利用調整の定めに従い、本件申込みについて審査・判断したものであり、違法ないし不当な点は認められない。

4 本件処分の明確性について

- (1) 本件処分の内容を記載した本件通知書には、「入所できない理由」として「利用調整基準に基づく優先順位が高い他の児童で定員に達したため」とだけ記載されており、審査請求人が指摘するように、第一次利用調整結果（入所下限合計指数）及び審査請求人の合計指数は記載されていない。

しかし、区規則に基づく利用調整は、他の利用申込者の指数や優先順位との比較により相対的に行われるものであり、審査請求人の利用調整の内容を具体的に明らかにするためには、保育施設ごとに、他の利用申込者の指数や優先順位との比較状況を明確にする必要がある。利用調整の指数や優先順位は、他の児童の養育状況、保護者の就労状況等個人的な事情を反映するものであり、それらの指数等を記載することは、個人情報保護の観点から慎重にならざるを得ない。このような観点及び迅速かつ正確な処理が要請される本件事務の性質を考慮すれば、通知書に記載する内容としては、ある程度抽象化したものになることはやむを得ないと考えられる。

- (2) また、保育施設の利用申込みに当たって配布している「令和6年用（令和6年1月～令和6年12月入所）【認可】保育施設利用申込みのご案内」には、選考基準である区規則に基づく利用調整の指数や優先順位について具体的に明記しており、この内容は、墨田区のウェブサイトでも公開されている。これにより、審査請求人は、自らの利用調整の合計指数や優先順位を把握することが可能である。

- (3) さらに、本件通知書には「利用調整結果について、ご本人の指数及び希望園における順位の確認を希望される場合は、子ども施設課入園係へお問合せください」との記載があり、申込者からの問合せがあれば、指数等の情報を個別に明らかにすることを明示している。

現に、令和6年2月7日、審査請求人の妻から電話による照会があり、処分庁は、審査請求人の利用調整の合計指数、希望する各保育施設の入

所内定者の最低指数及び他の申込者のプライバシーに影響のない範囲で優先順位に関する情報を回答している。

- (4) 上記の事情を総合的に考慮すれば、本件処分が不明確であると認めることはできない。

以上により、本件処分に違法ないし不当な点を認めることはできず、これを変更することを求める請求は、理由がない。

なお、審査請求人は、本件処分が正当である場合は、第一次利用調整結果（入所下限合計指数）、審査請求人の合計指数、各保育施設の入所待機児童数及び審査請求人の各申込保育施設の待機順位を明らかにするよう求めている。しかし、既に述べたとおり、処分庁は、審査請求人の妻からの照会に対して、各保育施設の入所下限指数及び審査請求人の合計指数を回答しており、また、本件審査請求がなされた後である令和6年2月27日、審査請求人の妻から再度の照会があり、処分庁は、希望する各保育施設の待機児童数及び審査請求人の待機順位を回答している。さらに、同年5月上旬には、第一次利用調整結果である入所下限合計指数等は、墨田区のウェブサイトにおいて「令和6年4月入園の第一次利用調整結果（入所下限合計指数）」として、個人情報の保護に一定の配慮をした上で公開されている。ここでは、審査請求人が希望した7つの保育施設の1歳クラスについても、入所下限である利用調整の合計指数と同一指数の場合の優先順位（養育する児童の人数及び区内に引き続き居住している期間）が分かる事項（子の人数及び住民になった年）が記載されている。これらの点を考慮すれば、審査請求人は、既に求める情報を了知したか、了知することが可能であると認められる。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の請求はいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

令和6年6月7日	・ 諮問
令和6年6月21日 (第1回審査会)	・ 処分庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和6年7月31日 (第2回審査会)	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

安達 和志、木ノ内 建造、岡田 卓巳、川合 敏樹、中野 剛史